

令和4年度

第4回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉県農業委員会総会議事録

令和4年7月14日、千葉県農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和4年度第4回千葉県農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター10階101会議室に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	7件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	26件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）	1件
議案第5号	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について	3件
議案第6号	千葉県農用地利用集積計画（案）の決定について	11件
議案第7号	相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について	2件
議案第8号	農地等の利用の最適化推進施策等に関する意見書について	
報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	6件
報告第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	14件
報告第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	40件
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
報告第5号	農地法第3条の規定による許可処分の取消願について	1件
報告第6号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	15件
報告第7号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）	21件

<出席委員> (16名)

1番 小川友安	2番 浅川政明
3番 深谷耕司	5番 清宮惠理子
6番 橋本泉	7番 長谷川秀明
8番 横山清亮	9番 長谷部衡平
10番 中村浩道	11番 秋庭重樹
12番 佐々木貴史	13番 猪野桃夫
14番 齊藤憲次	15番 石井一也
16番 市原律子	17番 高橋芳和

<欠席委員> (1名)

4番 齊藤元治

<事務局説明員>

事務局長	表谷拓郎	次長	中田照子
次長補佐	齋藤聡子	農地活用班長	中村健一
農地保全班長	原田賢一	農地審査班長	高山智裕
農地指導班長	惠美彰憲		

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>開 会 (午前10時00分)</p> <p>ただいまより、令和4年度第4回千葉市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。</p> <p>本日の出席委員は、17人中16人で総会は成立しております。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。</p> <p>議席番号 3番 深谷 耕司 委員</p> <p>議席番号 5番 清宮 恵理子 委員</p> <p>のご兩名をお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第1班 (佐々木班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをご覧ください。</p> <p>はじめに第1項です。</p> <p>本案件は次の第2項と一体案件となりますので、一括して、ご説明し</p>

ます。

お手元の資料1ページから3ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります緑区おゆみ野南5丁目に在住の方が、義務者であります若葉区東寺山町に在住の方々が所有する緑区平山町の農地を、新規就農のため、使用貸借権の設定および所有権の移転をするものです。

面接した権利者によりますと、農業従事者は、現在、所属している法人で農業に従事しており、いちごを栽培しております。

将来においては、規模拡大を視野に入れて取り組むとのこと。

申請地の取得後の作目は、さつまいも、いちごを予定しております。

議案書の2ページをご覧ください。

第3項です。

お手元の資料は4ページから5ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります市原市東国吉に在住の方が、義務者であります緑区高田町に在住の方が所有する同区高田町の農地を新規就農のため、賃借権の設定をするものです。

面接した権利者によりますと、農業従事者は、会社員時代より兼業として農業に従事しており、現在、市原市に所有している農地にて落花生栽培をしているそうです。

また、将来においては、規模拡大はせず、申請地での営農に取り組むとのこと。

申請地の取得後の作目は、落花生を予定しております。

次に第4項です。

お手元の資料6ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります花見川区武石町1丁目に在住の方が、義務者であります花見川区武石町1丁目に在住の方が所有する同区武石町1丁目の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。

申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。

議案書3ページをご覧ください。

次に第5項です。

お手元の資料7ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区小間子町に在住の方が、義務者であります佐倉市西御門に在住の方が所有する同区小間子町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、大和イモを予定しております。

次に第6項です。

お手元の資料8ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区和泉町に在住の方が、義務者であります若葉区和泉町に在住の方が所有する同区和泉町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。

議案書4ページをご覧ください。

	<p>次に第7項です。</p> <p>お手元の資料9ページから14ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります緑区平川町に本店の所在する法人が、義務者であります緑区平川町に在住の方が所有する同区平川町の農地を、経営規模拡大のため、賃借権を設定するものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、トマト苗を予定しております。</p> <p>事前審査第1班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。</p>
<p>橋本委員</p>	<p>第7項について、権利者は高糖度トマトを施設栽培している法人ですが、現営農地の近隣住民より、ハウス内で紫の光を照射していると聞きました。どういった栽培方法なのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>糖度を高めるため、光合成効率がよい光を抽出してLEDで発光させ</p>

	<p>ているもので、最近の施設園芸においては、全国的には一般的な技術と なっています。</p>
<p>清宮委員</p>	<p>第1項及び第2項について、権利者は農業法人に所属しているとのこ とですが、法人の了承は得ているのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>了承を得た上で、個人として営農するとのこととです。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙 手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 挙手 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第1号は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を 上程いたします。</p> <p>それでは、事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第1班 (佐々木班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書5ページをご覧ください。</p>

<p>議長 (長谷部会長)</p> <p>横山委員</p>	<p>第1項です。</p> <p>お手元の資料15ページから18ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、農産物処理場用地とするものです。</p> <p>申請土地は、千葉都市モノレール小倉台駅から南に約1.1キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、張芝により、土砂の流出を防止します。</p> <p>排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は貯留施設にて処理後、側溝へ接続します。</p> <p>他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。</p> <p>事前審査第1班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。</p> <p>農産物処理場を建築するとのことですが、こういった事業を行う施設</p>
-----------------------------------	--

<p>事務局</p>	<p>なのでしょうか。</p> <p>また資力証明として、土砂搬入申込書及び承諾書が提出されていますが、どういった内容なのでしょうか。</p> <p>農産物処理場は、選別やパッケージングを行う、出荷前の調製施設です。</p> <p>土砂搬入申込書等については、申請土地が道路から約5メートル低くなっており、造成に際しては土砂を入れることとなるため、土砂受け入れの対価として得た収入により事業を行うとして提出されたものです。</p>
<p>横山委員</p>	<p>土地利用計画図に記載されている「オンサイト貯留槽」とはどのような施設ですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>雨水貯留槽です。敷地内は、将来的にはアスファルト舗装を行い、雨水を貯留槽に一時的に貯めて、オーバーフロー分を側溝に流す計画となっています。</p>
<p>齊藤委員</p>	<p>どのような農産物を取り扱うのでしょうか。</p> <p>近隣に病院や宅地がありますが、臭気で問題を起こす心配はないのでしょうか。</p>

事務局	<p>菜種などを取り扱うとのことですが。</p> <p>施設名称は農産物処理場ですが、選別等を行う施設であり、臭気の問題はないとのことですが。</p>
清宮委員	<p>菜種の処理とは、どのような作業なのでしょうか。</p>
事務局	<p>菜種や菜花の出荷調製を行うとのことですが、作業内容の詳細は把握していません。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第2号について許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議長	<p style="text-align: center;">————— 挙手 —————</p>
議長 (長谷部会長)	<p>賛成全員でございますので、議案第2号については、許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。</p>

<p>事前審査第1班 (佐々木班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案第3号ですが、第1項から第19項につきましては、現地調査を実施いたしました。</p> <p>議案書6ページをご覧ください。</p> <p>はじめに第1項です。</p> <p>本案件は第15項までと一体案件となりますので、一括して、ご説明します。</p> <p>お手元の資料19ページから22ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、融資証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、特定流通業務施設用地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、千葉北インターチェンジから西に約2.8キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。</p> <p>排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透貯留槽にて流出抑制後、オーバーフロー分を側溝へ接続します。</p> <p>他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。</p> <p>なお、本案件は合計転用面積が20,000平方メートルを超えることから、許可権者は千葉市農業委員会会長ではなく、千葉市農業委員会にて</p>
---------------------------------	--

意見を決定後、千葉県知事が許可の判断を行うこととなります。

議案書14ページをご覧ください。

第16項です。

本案件は、審査前に申請者から申請撤回の申出があったため、議案から削除となります。

次に第17項です。

お手元の資料28ページから31ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、JR誉田駅から北東に約2.5キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、農業公共投資のっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除については、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

他法令関係は、再生可能エネルギー特別措置法に該当し、認定済みです。

議案書15ページをご覧ください。

次に第18項です。

本案件は第19項と一体案件となりますので、一括して、ご説明しま

す

お手元の資料 3 2 ページから 3 5 ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。

本案件は、特定建築条件付売買予定地用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、J R 土気駅から北東に約 8 0 0 メートルに位置する農地です。

農地区分は、駅から 1 キロ以内の農地であることから、第 2 種農地と判断しました。

被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は汚水管に接続し、雨水は浸透施設にて処理後、雨水管へ接続します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

議案書 1 6 ページをご覧ください。

次に第 2 0 項です。

お手元の資料 3 6 ページをご参照ください。

本案件は、専用住宅用地とするため、使用貸借権を設定するものです。

申請土地は、千葉市立天戸中学校から南に約 6 0 0 メートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から 5 0 0 メートル以内の農地で、1 0

ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

被害防除については、ブロック、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は汚水管に接続し、雨水は浸透柵で処理します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

つぎに第21項です。

お手元の資料は37ページをご参照ください。

本案件は、貸資材置場用地とするため、所有権の移転をするものです。

申請土地は、千葉市立花見川小学校から東に約500メートルに位置する農地です。

農地区分は、水道管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域で申請地から500メートル以内に小学校と保育所があることから第3種農地と判断しました。

被害防除については、ブロック、鉄板により土砂の流出を防止します。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

議案書17ページをご覧ください。

次に第22項です。

お手元の資料38ページをご参照ください。

本案件は、専用住宅用地とするため、使用貸借権の設定をするものです。

申請土地は、千葉都市モノレールスポーツセンター駅から東に約400メートルに位置する農地です。

農地区分は、駅から1キロ以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は合併浄化槽で処理し、雨水は浸透施設にて処理後、側溝へ接続します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

つぎに第23項です。

お手元の資料39ページと40ページをご参照ください。

本案件は、障害者福祉サービス施設用地とするため、所有権の移転をするものです。

申請土地は、千葉都市モノレール動物公園駅から北東に約1.1キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、水道管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域で申請地から500メートル以内に小学校と診療所があることから第3種農地と判断しました。

排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は貯留施設にて処理後、雨水管へ接続します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

議案書18ページをご覧ください。

第24項です。

お手元の資料は41ページと42ページをご参照ください。

本案件は、資材置場用地とするため、賃借権の設定をするものです。

申請土地は、千葉市立生浜中学校から南東に約400メートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

被害防除については、鋼板により土砂の流出を防止します。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

次に第25項です。

本案件は第26項と一体案件となりますので、一括して、ご説明します。

お手元の資料43ページから49ページをご参照ください。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、松ヶ丘インターチェンジから東に約4.7キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、農業公共投資のっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除については、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>他法令関係は、再生可能エネルギー特別措置法に該当し、認定済みです。</p> <p>議案書19ページをご覧ください。</p> <p>第27項です。</p> <p>お手元の資料50ページから51ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、資材置場用地とするため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請土地は、JR誉田駅から北に約2.3キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、農業公共投資のっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>事前審査第1班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。</p>
-----------------------	--

清宮委員	第1項から第15項について、権利者は特定目的会社とのことですが、こういった法人なのでしょうか。
事務局	土地及び施設を保有し、独立的に運用していくために設立された法人です。
清宮委員	親会社はあるのでしょうか。
事務局	当該施設の開発事業を行った法人が出資しており、平成30年にも近隣で、同様の事業を行っています。
深谷委員	土地取得等のための資金として、70億円の金銭消費貸借契約見込証明書が提出されており、返済の原資としては、当該施設を使用する事業者からの賃料を充てることになるとと思いますが、資産の流動化に関する法律に定める資産の証券化は、返済と関連があるのでしょうか。
事務局	権利者は、親会社にあたる法人が設置した基金により設立された法人であり、賃料収入等により借入金の返済や配当等を行うとのこと。
秋庭委員	施設は何階建てですか。
事務局	3階建ての物流倉庫1棟を建築するとのこと。

<p>清宮委員</p>	<p>第25項及び第26項について、義務者は、かつて経営拡大のために取得した申請土地を売却するものと思われませんが、今後また、義務者が経営規模拡大のために農地を取得したい旨の申請があった際には、どのように対応するのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>義務者によれば、規模縮小の原因は人手不足とのことであるため、今後、農地取得の申請があった際には、人手不足の解消について確認した上で、許可手続きを進めることとします。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>義務者である法人は、いつ設立されたのでしょうか。</p> <p>また、実際に営農しているのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>10年以上の営農実績がある法人です。</p> <p>本市以外にも、木更津市や茨城県取手市などに大規模農地を所有しています。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第3号について、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>

議場	<p style="text-align: center;">——— 挙手 ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第3号第1項から第15項は許可相当、それを除く議案第3号は許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）」を上程いたします。</p> <p>事前審査第1班班長、ご説明願います。</p>
<p>事前審査第1班 (佐々木班長)</p>	<p>議案書の20ページをご覧ください。</p> <p>第1項です。</p> <p>併せて、資料の52ページから54ページの位置図、公図、土地利用計画図をご覧ください。</p> <p>本件は、権利者である中央区中央に所在を置く法人が、議案第2号第1項で説明のあった隣地の開発行為に伴い、区域外整備として、道路にU字溝を敷設することとなり、個人が所有する若葉区小倉町の畑2筆に「賃借権」を設定し、土砂を搬入し、表土は畑に適した土を盛土する農地造成をするため、一時転用許可を取得するものです。</p> <p>事業面積は116平方メートルです。</p> <p>被害防除については、雨水排水は自然浸透とします。</p> <p>一時転用期間は、令和4年7月15日から令和4年10月末日です。</p> <p>事前審査第1班といたしましては、特に問題ないものと判断し、議案</p>

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>第4号第1項を、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。</p>
<p>清宮委員</p>	<p>土砂を搬入するのは、権利者、義務者どちらの所有地ですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>義務者が所有する申請土地の隣地開発行為に伴い、道路にU字溝を設置する必要が生じたことから、これを抑えるために申請土地に土砂を搬入し、最終的には耕作に適した土を盛り土します。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>他に質問、意見等ないので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p style="text-align: center;">——— 挙手 ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第4号は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。</p>

<p>事前審査第1班 (佐々木班長)</p>	<p>事前審査第1班班長、ご説明願います。</p> <p>説明いたします。</p> <p>議案書の21ページをご覧ください。</p> <p>第1項は、花見川区長作町に在住の方が所有している、同区作新台の畑3筆、合計面積6,080平方メートルについて、買取り申出者の父が農業の主たる従事者であったことを、令和4年6月28日の現地調査により、岩井推進委員に確認していただきました。</p> <p>買取り申出の事由は、農業従事者の「死亡」によるものです。</p> <p>第2項は、花見川区検見川町に在住の方が所有している同区朝日ヶ丘町及び浪花町の畑4筆、合計面積4,890平方メートルについて、買取り申出者の夫が農業の主たる従事者であったことを、令和4年6月30日の現地調査により、伊原推進委員に確認していただきました。</p> <p>買取り申出の事由は、農業従事者の「死亡」によるものです。</p> <p>議案書の22ページをご覧ください。</p> <p>第3項は、中央区千葉寺町に在住の方、他2名が所有している、同町の畑1筆、面積528平方メートルについて、買取り申出者の母が農業の主たる従事者であったことを、令和4年6月28日の現地調査により、長谷川推進委員に確認していただきました。</p> <p>買取り申出の事由は、農業従事者の「死亡」によるものです。</p> <p>事前審査第1班といたしましては、特に問題はないものと判断し、証明</p>
----------------------------	--

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等ありましたら、お願いいたします。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 挙手 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第5号は承認と決定いたします。</p> <p>次に、議案第6号「千葉県農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。</p> <p>それでは、事前審査第1班班長、説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第1班 (佐々木班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。</p>

議案書の23ページをご覧ください。

第1項は、緑区越智町在住の農家の方が、同町在住の方が所有する同町の畑2筆、合計面積1,917平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は3年、権利者の作付品目は「落花生、ごぼう、大根」です。

第2項は、緑区大椎町在住の農家の方が、同区越智町在住の方が所有する同町の田1筆、面積1,216平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は3年、権利者の作付品目は「水稲」です。

次に24ページをご覧ください。

第3項は、緑区越智町在住の農家の方が、同町在住の方が所有する同町の田1筆、面積968平方メートルに使用貸借権を新たに設定するもので、設定期間は3年、権利者の作付品目は「水稲」です。

第4項は、若葉区中田町在住の農家の方が、同町在住の方が所有する同町の畑2筆、合計面積2,840平方メートルに使用貸借権を再設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は「麦、トマト」です。

次に25ページをご覧ください。

第5項は、千葉県富里市立沢所在の農地所有適格法人が、緑区高田町在住の方が所有する同町の畑4筆、合計面積1,899平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は4年7ヵ月、権利者の作付品目は「小松菜」です。

第6項は、若葉区みつわ台在住の農家の方が、花見川区長作町在住の方

が所有する同町の畑2筆、合計面積5,052平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は3年、権利者の作付品目は「じゃがいも、大豆、トマト」です。

次に26ページをご覧ください。

第7項は、緑区おゆみ野南在住の農家の方が、若葉区佐和町在住の方が所有する緑区平山町の畑1筆、面積1,875平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は3年、権利者の作付品目は「ハーブ、切花」です。

第8項以降は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る案件で、全ての案件が一括方式です。

第8項から28ページの第11項は、権利者が同一のため一括して説明します。

四街道市吉岡在住の農家の方が、若葉区上泉町在住の方、4名が所有する同町、同区下泉町の畑19筆、合計面積11,782平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は「ネギ」です。

第1項から第11項の合計面積は、27,549平方メートルです。

本計画（案）は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

第1項から第11項について、利用権の受け手要件に適合し、農業経

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されま す。</p> <p>議案第6号についての説明は以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ござ いましたらお願いします。</p>
<p>深谷委員</p>	<p>第8項から第11項の権利者について、作付品目はこういった種類の ネギでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>葉ネギです。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>他に質問、意見等ないので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙 手願います。</p>
<p>議場</p>	<p style="text-align: center;">——— 挙 手 ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第6号については、原案どおり決定と いたします。</p>

<p>事前審査第1班 (佐々木班長)</p>	<p>次に、議案第7号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」を上程いたします。</p> <p>事前審査第1班班長、ご説明願います。</p> <p>ご説明いたします。</p> <p>議案書の29ページをご覧ください。</p> <p>第1項です。</p> <p>被相続人が所有し耕作していた若葉区若松町の畑1筆、面積1,911平方メートルについて、相続税の納税猶予の特例適用を受けようというものです。</p> <p>相続人である若葉区若松町在住の妹である農業相続人が、被相続人から引き続き耕作を行っていることを、渡邊推進委員と事務局職員にて、6月27日現地調査を実施し確認しております。</p> <p>次に、第2項です。</p> <p>被相続人が所有し耕作していた花見川区長作町の畑2筆、面積1,714平方メートルについて、相続税の納税猶予の特例適用を受けようというものです。</p> <p>相続人である花見川区長作町在住の子である農業相続人が、被相続人から引き続き耕作を行っていることを、岩井推進委員と事務局職員にて、6月28日現地調査を実施し確認しております。</p> <p>事前審査第1班といたしましては、特に問題ないものと判断し、承認相</p>
----------------------------	--

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等ないので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p style="text-align: center;">——— 挙 手 ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第7号は、承認と決定いたします。</p> <p>次に、議案8号「農地等の利用の最適化推進施策等に関する意見書について」を上程いたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書（別冊）をご覧ください。</p> <p>「農地等の利用の最適化推進施策等に関する意見書」についてです。</p> <p>平成28年度の農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会は農地等の利用最適化に取り組む中で、広く農業者の声をくみ上げ、関</p>

係行政機関等に対し、農地等利用の最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならないこととなりました。

前農業委員・推進委員の任期満了前（令和2年7月）に農業委員会として前市長に意見書を提出したところですが、神谷市長の就任及び、新型コロナウイルス感染症の影響、ウクライナ情勢の悪化に伴う農業生産コストの増大などを受け、農業委員会として市に意見書を提出することといたしました。

本年7月に農業委員・推進委員の皆様以案について追加・修正の意見提出をお願いしたところ、意見がありました。

個別意見により新たに加えたものは次のとおりです。

7ページの「2 農業経営の充実に資する施策等についての意見」をご覧ください。

雇用に関するご意見がありましたので、(2) その他、農業者への支援施策に②雇用対策として、「民間のオンラインサービス等の多様なツールを用いた求人やマッチング支援の活用を検討すること。」を加えました。

また、あわせて総会に意見書を提出することについての書面協議をした結果、賛成の決議がされたことにより、本議案が提出されるに至りました。

本日の総会での決議後、7月20日に市長に対し、農業委員会として意見書を提出いたします。

意見書を受けた市は、その内容について実施を検討し、施策へ反映し

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ていくこととなっております。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事務局の説明について、質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等ないので、採決いたします。</p> <p>議案第8号については、原案どおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p style="text-align: center;">——— 挙 手 ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第8号は、原案どおり決定といたします。</p> <p>以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第7号までを一括して上程いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局より説明願います。</p> <p>報告案件についてご説明いたします。</p> <p>議案書の30ページをご覧ください。</p> <p>報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出については、相続等</p>

により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、6件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の31ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出については、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の32ページまでに14件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の33ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、土地所有者以外の者が、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の38ページまでに40件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の39ページをご覧ください。

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知については、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について、農業委員会に通知するもので、1件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、通知を受理いたしました。

議案書の40ページをご覧ください。

<p>議長 (長谷部会長)</p> <p>横山委員</p>	<p>報告第5号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願いについては、許可処分を受けた当事者が、当該許可処分の取消を受けようとするもので、1件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、取消許可指令書を交付いたしました。</p> <p>議案書の41ページをご覧ください。</p> <p>報告第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答については、15件ございました。申請地の現況について、農地であるか非農地であるか、法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも内容については記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。</p> <p>議案書の42ページをご覧ください。</p> <p>報告第7号 千葉県農業会議への諮問に係る答申について(第5条)は、44ページまでに21件ございました。内容につきましては、6月の総会で審議されたもので、6月16日に千葉県農業会議より、許可相当との回答があり、許可指令書を交付いたしました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの報告第1号から第7号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>報告第4号について、関係土地はどういった現況でしょうか。</p>
-----------------------------------	---

事務局	<p>近隣の方から管理不全の通報を受け、所有者に対して文書により指導したところ、草刈りが実施されたのを確認しています。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>他に質問、意見等無いようです。</p> <p>これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。</p> <p>以上をもちまして、令和4年度第4回千葉県農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">閉 会 (午前11時04分)</p>